

## 神奈川県警察本部との「運転免許の申請取消又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関する協定書」の締結について

運転免許の更新時などに、認知症のおそれのある方のうち、相談支援を希望する方の情報を神奈川県警察本部から提供を受けるため、協定を締結しましたので、お知らせします。本市では提供された情報を基に相談支援を実施します。

### 1 概要

#### (1) 協定名

運転免許の申請取消又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関する協定書

#### (2) 対象となる情報

運転免許の更新時などに受ける認知機能検査の結果が第1分類( )となったことを理由に申請取消(自主返納)や医師の診断で取消処分となった高齢者のうち、相談支援を希望する方の氏名、住所、連絡先等  
記憶力・判断力が低くなっている状態(認知症のおそれがある。)

#### (3) 支援の流れ

神奈川県警察本部から地域包括ケア推進課に相談支援希望者の情報を提供(月毎)

地域包括ケア推進課から該当する各高齢・障害者相談課、各地域包括支援センター(高齢者支援センター)に相談支援希望者の情報を提供  
各地域包括支援センターから相談支援希望者へ連絡し、相談支援を実施

### 2 事業開始日

令和2年5月1日(金)

### 3 協定締結者

相模原市：市長 本村 賢太郎

神奈川県警察本部：交通部長 中崎 敦 氏